

平成28年(フ)第1979号 破産者 株式会社GICホールディングス

令和 年 月 日

東京地方裁判所民事第20部特定管財2係 御中

## 債権査定申立書

〒 \_\_\_\_\_ (住所)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ (送達場所)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(送達受取人)

申立人(破産債権者) \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-1 MK麹町ビル8階  
麹町パートナーズ法律事務所

相手方 破産者 株式会社GICホールディングス  
破産管財人 弁護士 小林克典

### 申立ての趣旨

- 1 申立人の届け出た債権の金額を、金 \_\_\_\_\_ 円と査定する。
- 2 申立費用は相手方の負担とする。  
との決定を求める。

### 申立ての理由

別紙のとおり



(記載例・注意事項)

平成●●年(フ)第●●●●号 破産者 ●●●●株式会社

令和元年●●月●●日

東京地方裁判所民事第20部特定管財●係 御中

債権査定申立書

〒●●●●-●●●● (住所)  
東京都●●区●●町●丁目●番●号

〒●●●●-●●●● (送達場所)  
東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(破産債権者) ●●●● □  
電話 03-●●●●-●●●●  
FAX 03-●●●●-●●●●  
〒●●●●-●●●● 東京都●●区●●町●丁目●番●号  
●●ビル●階 ●●●●法律事務所  
相手方 破産者●●●●株式会社  
破産管財人 ●●●●

申立の趣旨

- 1 申立人の届け出た債権の額を、金●●●●円と査定する。
- 2 申立費用は相手方の負担とする。  
との決定を求める。

申立の理由

別紙のとおり

(申立てをした理由を別紙に記載してください。)

※注意事項※

- ・本書式は、破産債権の調査において、破産管財人が債権届出をした破産債権の額について、届け出どおりの債権額が認められなかった場合の破産債権査定申立書です。破産管財人が認める債権額に不服のある債権者は、当該債権が調査された債権調査期日(2月9日)から3月9日までの1か月の不変期間内に破産管財人を相手方として破産債権査定の申立てができます(郵送申立て可)。(☆債権届出書を提出していない方は対象となりません。)
- ・債権認否をされた債権者1名につき、1通の債権査定申立書が必要になります。
- ・申立人の名前の脇に押印してください。
- ・申立ての趣旨の金●●●●円には、査定を求める金額を記載してください。この申立ては、債権届出をした金額を超えることはできません。

- ・申立書には、「あなたの主張する債権額を根拠づける証拠書類」を必ず添付してください。
- ・申立書及び証拠書類は2部提出してください（●月●●日までに裁判所必着）。
- ・申立書には郵便切手1,099円分（内訳：500円×2枚，84円×1枚，10円×1枚，5円×1枚）を添付してください。（債権者1人分の郵便切手です。）
- ・申立書等を郵送する場合には、料金不足が生じないよう郵便料金を確認してください。

### **債権査定申立書及びその証拠書類の提出先**

〒100-8920

東京都千代田区霞が関1丁目1番2号

東京地方裁判所民事第20部特定管財係